

I バイオラボセンター基本ルール

登録制度について

1. 講座単位での登録とし、登録申請書をセンター長へ提出し許可を得ること。また登録申請書には登録者も記載すること。
2. 登録期間は単年度とし、更新可能とする。
3. 登録講座は実験台及び試薬棚の使用が可能となる。ただし場所はバイオラボセンター長が割振り、年度毎で変わる事もあり、恒久的ではない。

料金制度について

1. センターを使用する講座には基本登録料金が発生する。基本登録料金とは登録者1人当たり20,000円(※)とし、登録日からその年度末まで有効とする。
(※年度毎に見直しを実施：20,000円は平成30年度実績)
2. 年度途中の登録・中止でも月割り計算は行わない。
3. 基本登録料金は実験台の上の試薬棚の使用にかかるものとする。
4. 消耗品棚・棚・冷凍庫・冷蔵庫及びインキュベーターを使用する講座は登録したうえ、別に定める使用料を負担する。
5. センター内の実験実習機器部門の共通機器のみを使用する場合、利用者については基本登録料金を徴収しない。ただし、実験台及び試薬棚等は使用できない。
6. センターで使用するカゴ台車は、1台当たり年額10,000円で貸与する。

予算執行について

1. 必要機器購入等の予算執行に際しては、各講座からの要望リストをもとに、マスタープランを作成する。
2. バイオラボセンター長は、マスタープランをもとに、優先順位を決定し、予算を執行する権限を有する。
3. センターで共用している機器の修理、更新のほか、消耗品の購入、設備の修繕等、センター運営上の判断が必要となった場合、バイオラボセンター長がその方針を決定し、予算を執行する権限を有する。
4. 副センター長は、予算執行に係る前項のバイオラボセンター長の業務を補佐する。

実験台について

1. 実験者にはセンターより実験台の試薬棚が割り当てられるが、施設内にある実験台は原則全て共有である。従って、自分の試薬棚の最寄りの実験台を通常使用することになるが、混雑時には互いに調整し協働して利用すること。また閑散時に広く実験台を使用することも妨げないが、実験終了後には実験台の上の個人の所有物は必ず片付けること。

2. 実験者はその日の実験終了後、使用した実験台の片づけ及び周辺の清掃を行うこと。

ラボマネージャー/ラボキーパーについて

1. ラボマネージャーとは、バイオラボにおいて業務の管理・運営を補助する者であり、センター長が選定する。
2. ラボキーパーとは、バイオラボの運営協力者であり、登録講座より1名以上選定すること。講座の登録者数によって最少必要人数を決定する（登録者が5名以内の講座であれば1名。登録者が5名を超えている講座であれば、5名を超える毎に、1名ずつ更に追加して選定することが必要）。
3. 登録講座は、ラボキーパーを選定しセンターへ登録したうえ、ラボマネージャーの指示のもと、バイオラボの清掃・ゴミ出し・廃液・集計等の運営に協力すること。

設置機器・持ち込み機器類の使用について

1. 施設へ設置している機器等は、基本的に全て共有できるものとする。
2. 機器使用に際しては、使用簿に必ず日時・利用時間・氏名・所属・連絡先等を記入すること。
3. 設置機器の中で、予約が必要な機器は予約システムにより必ず予約をしてから利用すること。
4. 機器の使用については使用手順に従い、終了したら使用前の状態にもどすこと。
5. 機器の異常に気付いたらラボマネージャーへ連絡し、指示に従うこと。
6. 講座からの機器持ち込みはセンター長の許可を得、且つ機器担当者を1名以上選定しておくこと。
6. 共有できない機器の持ち込みについては事前にセンター長の許可を得ること。なお、許可を得た場合には別表4に定める持ち込み料を負担する。
7. 使用方法がわからない機器を使用する場合は、ラボマネージャーまたは機器担当者へ連絡し、説明を受けてから使用すること。

バイオラボセンター備付けガラスビーカー類・ガラスピペット類について

1. 使用済の共通ガラス器具類（ビーカー等）は各自で洗浄し乾燥機へ入れること。
2. 使用済の共通のピペットは、水洗いした後、流し台に設置した洗浄槽の中へ入れること。また、洗浄槽の洗浄液は汚れたら各自交換する。なお、ガラスピペットはセンター外へ持ち出してはならない。
3. 培養用ピペットの洗浄・滅菌等の準備は、利用者が各自で行うこと。
4. 感染性微生物にガラスピペットを使用してはならない。必ずディスポーザブルピペットを用い、オートクレーブバッグに直接入れ、高圧滅菌処理後(オートクレーブ後)、赤ビニール袋に入れて廃棄すること。ディスポーザブルピペットは各自で用意する。

ゴミ・清掃等について

1. センター内で使用した紙・プラスチック類は赤ビニール袋、それ以外は医学部の分別に従い捨てること。

2. 細胞培養廃液（吸引後の廃液）は、各自で次亜塩素酸を加えた後、廃棄すること。ただし、P2 実験の廃液は高圧滅菌処理後(オートクレーブ後)捨てること。
3. 実験廃液については所定の廃液タンクへ入れること。
4. 破損ガラス・注射針等は所定の廃棄物入れに入れること。
5. 感染性の廃棄物は各自で高圧滅菌処理後(オートクレーブ後)に捨てること。（廃棄用オートクレーブ使用）特に大腸菌培養後のLB 培地の廃液は必ず、次亜塩素酸処理または廃棄用オートクレーブで高圧滅菌処理後、廃棄すること。
6. 実験台とその周辺は各自で清掃し、6ヶ月毎にラボマネージャーの指示のもとラボキーパー及び利用者が大掃除を行う。

冷蔵庫・冷凍庫について

1. バイオラボ内の冷蔵庫・冷凍庫は共有とし、登録したうえ指定区画を利用することができる。
2. 共有冷蔵庫・冷凍庫内は、実験室内で頻繁に使用する物を基本とし検体等の長期保管物は講座で保管すること。
3. 登録の際の指定区画以外には保管しないこと。

その他

1. バイオラボエリア別詳細ルールを設定する。利用者はエリア毎の詳細ルールに従うこと。
2. バイオラボ内で問題が生じた場合は、ラボマネージャーまたはセンター長へ連絡をすること。
3. バイオラボ内における取り決めは、運営委員会において随時見直す。

入退室カードに関して

1. カード の利用は本人のみに限る。譲渡は不可。
2. カードの保管は各自が責任を持って管理し、紛失・破損の場合には、速やかに事務局（内線：5 1 7 7）まで連絡すること。紛失等の場合には自己負担もあり。
3. カードは強い衝撃を加えたり、高温の場所や磁気の強い場所での保管を避け、取り扱いに注意すること。
4. 違法なカード使用が発覚した場合は、カード没収、又、センターの利用も取り消すものとする。

Ⅱ バイオラボエリア別詳細ルール

バイオラボセンター1

1. 入退室はカードリーダーにより行う。
2. ドアはオートロックのため、長時間ドアを開放する必要がある際には、事前に事務局へ連絡すること。
3. 細菌培養をはじめ、細菌関連についてはバイオラボ1で行うこと。
4. 廃棄物の高圧滅菌処理は必ず、バイオラボ1の廃棄用オートクレーブで行うこと。
5. 使用済の共通のピペットは、水洗いした後、流し台に設置した洗浄槽の中へ入れること。また、洗浄槽の洗浄液は汚れたら各自交換する。なお、ガラスピペットはセンター外へ持ち出してはならない。
6. 実験動物の持ち込みはできない。（申請中）

バイオラボセンター2（培養エリアを除く）

1. 入退室はバイオラボセンター1内にある鍵を使用簿へ記入のうえ利用すること。
2. 17時以降、他の利用者がいない場合は必ず施錠して帰ること。
3. バイオラボ2に入室の際は、専用室内履きに履き替えること。
4. 実験動物の持ち込みはできない。（申請中）

バイオラボセンター2 培養エリア

1. 入退室・施錠等はバイオラボセンター2に準ずること。
2. バイオラボセンター2の培養エリアは細胞専用であり、細菌培養は行えない。
3. インキュベーターは基本的に共有とし、登録したうえ指定区画を登録期間使用することができる。
4. 培養用のピペット等は、基本的にディスポーザブルを使用すること。
5. CO2・UVランプ・マイクロチューブ・ペーパー等の消耗品については、利用者の負担とする。
6. 各種消耗品類の持ち込みは可能である。ただし、都度持ち帰ることとし、培養室内へ放置しないこと。
7. 細胞培養廃液（吸引後の廃液）は、各自で次亜塩素酸を加えた後、廃棄すること。
8. 実験動物・細菌の持ち込みはできない。

バイオラボセンター3

準備中

バイオラボセンター4

入退室・施錠・培養エリア等は、バイオラボセンター2に準ずる。

Ⅲ 医学部フリーザー室の使用ルール

1. 入退室は、各講座に貸与した鍵により行うこと。
2. 施錠可能なフリーザーは、各講座で施錠を徹底すること。
3. フリーザー室に無断で物品（備品、消耗品）を置いてはならない。（但しカゴ台車を除く）
4. 他講座のフリーザーを無断で使用してはならない。
5. フリーザーの故障を発見した場合、他講座のフリーザーであっても速やかにラボキーパー、ラボマネージャー等に知らせること。
6. フリーザーには、講座名と緊急連絡先（担当者、電話番号等）を必ず表示すること。
7. フリーザーの故障等によるサンプルの逸失について、バイオラボセンターでは責任を負わない。
8. フリーザーのメンテナンス（フィルターの清掃等）は、そのフリーザーを使用する各講座の責任により行うこと。冷凍庫類は故障しても保証の対象ではないが、総務課に故障状況等を連絡し情報共有を図ること。
9. フリーザー室の冷凍庫類の廃棄処分は、原則各講座が責任をもって行うこと。
10. フリーザー室の冷凍庫類の廃棄処分後は、速やかに総務課へ連絡すること。
11. フリーザー室の冷凍庫類の廃棄処分後も、無断で新たな冷凍庫類を設置しないこと。
12. フリーザー室の利用料は1区画（50cm×50cm）当たり年額 2,500 円とし、月割りをしない。また、年度途中で撤去した場合も返金はしない。

なお、冷凍庫類を廃棄処分後、新たな冷凍庫類を入替で設置を希望する場合には、必ず事前に総務課へ連絡すること。

バイオラボセンターが設置を許可した後、あらためて利用料を計算する。

新たに設置する冷凍庫類の利用料が、廃棄処分した冷凍庫類の利用料より高額となった場合に限り、差額を請求する。